



全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター
発行責任者：仲野 智
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
平和と労働センター・全労連会館6階
Tel (03) 5842 - 5601
Fax (03) 5842 - 5602
毎月1日発行
年額1,500円（送料込、会員は会費に含む）
<http://www.inoken.gr.jp>

めざすは「世界で一番労働者が働きやすい国」!!

生活時間と賃金を取り戻そう！9・27決起集会 雇用共同アクション

臨時国会開会の翌日、雇用共同アクションは文京区民センターで、「安倍『働き方改革』にだまされるな！STOP『定額働き放題の労基法改悪、首切り自由化、労政審解体』、生活時間と賃金を取り戻そう！9・27決起集会」を開催。220人が参加し、「世界で一番労働者が働きやすい国をめざしてたたかおう！」と決意を固めました。集会には、全国過労死を考える家族の会東京代表・中原のり子さん、民進党、日本共産党、社民党の国会議員からメッセージが寄せられました。

MIC・是村高市副議長は開会のあいさつで、「労働法制改悪を止めるには、ナショナルセンターの違いを超えたたたかいが必要。ストライキ戦術を視野にいれ、労働組合の旗を高く掲げてたたかおう」と呼びかけました。

「無いよりはまし」といえるか？ 過労死オーバーの上限規制

MIC元議長で毎日新聞記者の東海林智氏が「安倍『働き方改革』のウソとマコト～安倍政権下で私たちに求められるものは～」と題し講演。安倍政権のすすめる労働政策について、「前期は、『人を動かす、派遣法改悪、無限定正社員、解雇の金銭解決』などを全面にたてた新自由主義的規制緩和だったが、今は、『非正規の待遇改善、最賃引き上げ、女性・高齢者の就労促進、長時間労働の是正』を打ち出している。しかし、一貫しているのは、『世界で最も企業が活動しやすい国』を目指していることであり、労基法改悪案もそのままで強行するつもりだと指摘。残業上限規制については「実効性がないもの（上限時間100時間か、80時間未満+適用除外産業の設定か、限度基準+大量の適用除外設定）しか検討されていない」と強調しました。

講演に続き3人が特別報告。「バス運転手の労働実態」を建交労・京王新労働組合の佐々木仁委員長から、「外国人労働者の実態と技能実習法案の狙い」について移住者と連帯する全国ネットワークの山岸



素子事務局長から報告がありました。また、いの健全国センターから「裁量労働化・非正規化が健康に及ぼす影響」として、岡村やよい事務局次長が、所得・雇用によって健康格差があり、それが深刻化している実態があることなどについて報告しました。

5つの労働組合が決意表明し、日本医労連の三浦宣子書記長は「医療の現場では、2交替勤務が増えており、1カ月の変形労働で残業がなくとも16～17時間の勤務が可能。8時間以内の勤務、インターバル12時間、夜勤・交替制労働は週32時間労働を求めている。まともな医療はまともな働き方で実現できる。署名にもご協力いただきたい」と訴えました。

全労連の伊藤圭一常任幹事は行動提起で「『働き方改革』は良いことも言っているから是々非々で、などという対応をしていると安倍政権の手の内にはまる。労働者の要求実現を求めて声をあげながら、安倍政権のねらいを徹底的に批判し、世の中に知らせていく」と呼びかけました。（全労連 高島牧子）

〈今月号の記事〉

単産担当者会議／第5回理事会報告	2面
安全衛生活動の交流④ いわて生協労組	3面
各地・各団体の取り組み 中四／東北／京都／神奈川／北海道／広島	4～6面
東芝過労うつ病労災・解雇裁判東京高裁判決／相談室だより	7面
夜勤交替制労働の改善をめざす国際シンポ	8面

労働法制の学習とストレスチェックを中心とした交流を実施

第2回単産労働安全衛生担当者会議

「いの健」全国センターは10月5日、第2回単産労働安全衛生担当者会議を開き、18人が参加。各単産のストレスチェックの実施状況や全国センターが実施しているアンケートの回収状況、労安の取り組みなどについて交流しました（写真）。また、全労連の伊藤圭一常任幹事を講師に労働法制について学習しました。

福地保馬理事長が開会あいさつ。「国会が開会したが、安倍首相が言う『ニセ働き方改革』ではなく、『本当の働き方改革』をどうしていくかが重要だ。産業医をしているが、ストレスチェックについて、みなさんの経験も参考にしたい」と述べました。

ストレスチェック制度について「アンケートの集約が50あったが、労組がどう関わるかうまくいっていない実態がわかった」（日本医労連）、「浜松市では派遣などの非正規も対象にしてストレスチェックを実施。みんなに分からないように面接を時間外に設定している」（自治労連）、「日本IBMでは、制度について組合との事前協議がされずに強行された。産業医面接は任意のはずだが、申し出のない人に対し産業医名で面接するようにメールが送られており問題だ」（JMITU）、「職場分析で改善



につなげるというが、具体的にどうすればできるか示す必要がある」（民放労連）、「職場改善につなげる意識が弱い。周知もまだまだこれからだが、生かしていきたい」（全教）と報告がありました。

労安活動の交流では「地方紙では新人が入らず人手不足。職場環境を改善させるために、労使が本気で時短に取り組んでいる」（新聞労連）、「11月に健康確保推進会議を開きメンタル対策などについて交流する」（国公労連）、「不規則で長時間勤務。時短や休暇について労使協議で改善させている」（検数労連）、「VDT基準見直しをしている。11月に労安担当者会議を開く」（化学一般労連）などが報告されました。（全労連 高島牧子）

第5回理事会 アスベスト学習会は12月17日開催 総会議案について意見交換

「いの健」全国センター第5回理事会は、9月24日～25日に平和と労働センターで開催されました。福地理事長は開会あいさつで、「本理事会から総会の準備に入る。しっかりと議論をして欲しい」「季刊誌は夏号『一億総活躍社会のまやかし』秋号『勤務間インターバル』と情勢にあった内容になっている。安倍政権を長時間労働の是正を言わざるをえない状況に追い込んだ。上限設定・勤務間インターバル等の労働時間規制は運動の核心を突いている。各地の学習会で季刊誌をいっそう活用して欲しい」と話しました。

24日は、協議事項に沿って、①12月9日開催の第19回総会にむけ議案の整理などを进行了。総会諸役員は、議長を国公労連、宮城センター、資格審査委員を杉本高理事、建交労、神奈川センター、議事運営委員を高島牧子事務局次長、全教、千葉センター、にそれぞれ要請することを確認。②裁判闘争交流会について、引き続き、内容・開催時期・開催方法などを検討していくことを確認。③12月17

日に開催するアスベスト学習会のタイムテーブルについて確認。近日中にチラシを作成し、参加要請を強めていきます。④震災学習会について、熊本地震や台風被害も含め災害学習会と位置づけ、被災地の労働者・支援者の健康対策を中心に学習していくことを確認しました。

25日は、鷺見賢一郎弁護士を講師に「安倍『働き方改革』をどう見るか」の学習を行いました。同一労働同一賃金以外の点は、2013年の「雇用制度改革」から主張している、「雇用制度改革」の改訂版が「働き方改革」で、ねらいは「世界で一番企業が活躍しやすい国」、規制緩和・雇用の流動化の推進・低賃金労働者の活用など、「非正規の若干の改善と正規職員の待遇低下」は、安倍政権発足時から矛盾していない、などが話されました。後半は、総会議案について、来年度の運動課題・とりくみなどについて意見交換を行いました。出された意見をもとに議案を整理し、次回（11月2日）の理事会で引き続き議論します。（全国センター 仲野 智）

シリーズ 安全衛生活動の交流

第47回

いわて生協労働組合

身边なヒヤリハットに気づくための取り組み

いわて生協労働組合の安全衛生活動から、委員会活性化とポスターコンクールの取り組みを紹介します。

担当以外の部署をパトロール

50人以上の事業場で毎月1回以上行う職場ごとの安全衛生委員会を活性化させとりくみを進めています。取り組みが進んでいる職場の委員会では、毎月職場パトロールを行っています。例えば水産担当者が畜産部門の作業場を、サービス部門の担当者が農産部門の作業場を点検するなど、普段自分たちが気がつかなかったことも、他部門から見ることで気づきや発見が生まれることもあります。

指摘された改善事項については、翌月の委員会で報告をしています。

コンクール入賞作品でポスターを作成

労働災害をなくすための啓発活動として、「安全衛生ポスターコンクール」を、労働組合と安全衛生委員会との共催で毎年開催しています。労組員から絵や標語を募集し、ポスターに採用されると賞品が出ますが、応募してくれた全員に参加賞がありますので、毎年人気のコンクールです。

応募された作品を労組執行委員会や安全衛生委員会で選考をし、ポスターを作成します。完成したポスターは各事業所に配布・掲示をしています。

昨年は、最優秀賞受賞者への表彰式も行い、該当の事業所では今年度の労災防止の取り組みや、事故事例から気づいた危険の共有、安全運転宣言の共有をし、労働災害や交通事故を起こさないためにみんなで確認し合うことができました。

今年もこのコンクールに取り組んでいます。ポスター作成のためのイラスト・標語の募集要項や呼びかけは、組合からのお知らせ臨時号として発行しました。

「今年度も労働組合と安全衛生委員会でイラスト・標語コンクールを実施し、労働災害をなくすためのポスターを、労組員のみなさんの応募により作成します。

身边におこったヒヤリハット、これは気をつけなければならないと感じたことなどをイラストや標語にして、労働組合書記局までどしどし応募ください。このコンクールを機会に、安全衛生委員会などで、



2015年度標語の部入賞作

職場のヒヤリハットを出し合ってみましょう」（「虹の砦」9月臨時号より）

ポスターを作ることが目的ですが、このコンクールを機会に、身边な危険や安全衛生について考えることにつながればと思います。

（いわて生協労働組合 神部友佳）

初の「過労死防止白書」を発表

厚生労働省は10月7日、過労死防止等対策推進法に基づく初めての「過労死等防止対策白書」を発表しました。白書では、過労死・過労自殺の労災認定状況や労働時間、メンタルヘルス対策の実施状況のデータのほか、法制定の経緯や関係法令を掲載しています。

また2015年12月～2016年1月に、みずほ情報総研に委託して実施したアンケート調査の結果も掲載しています。調査は過労死が多いとの指摘のある業種を重点に、企業1万社、労働者約2万人を対象に実施。月に80時間を超えて残業した正社員がいる企業が23%に上るといった、長時間労働の実態が示されています。

コラムでは、過労死を考える家族の会の活動や過労死防止学会についても紹介されています。
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000139008.html>)

各地・各団体のとりくみ

中・四国 労組が練り上げて要求を 第8回中四国セミナー

いのちと健康を守る第8回中四国セミナーが9月17・18日、高知市内の高知城ホールで開かれ、110人が参加しました。

全体会では、「ストレスチェックと過重労働の是正を」と題して、高知医療生協の岡田崇顧師（産業医）が講演（写真）。制度の概要を述べ、問題点として医学的視点で賛否がある、実施者不足、面接指導の対応ができない、プライバシー配慮、高ストレス者の対応ができないと課題を提示しました。また、過重労働の是正では、長時間労働・睡眠不足による健康破壊に対する規制が弱いこと、労働衛生管理の実施が不十分であり、安全衛生委員会での労組の対応が重要であると指摘しました。

続いて「安全衛生活動をどう強化するか」をテーマにパネルディスカッション。はじめに、コーディネーターの村上剛志氏が、労安法の成立以来の歴史と「活性化のポイント」を講演しました。これを受け、広島市民病院労組の濱喜代子さんが、月1回の委員会内容をニュースで知らせ、人員増・時間外労働削減・手術増・経営改善も実現させたことを報告。山口柳井医療センターの中村鈴枝さんは、準夜



時のナースコール回数を調べ、衛生委員会に提出して3人体制を実現したこと、2交替制の実態を示し3交替制に戻させたことを報告しました。高知室戸市職労の福留裕治氏は、執行委員会が決意して長年未開催だった衛生委員会を開かせ、組合員からの要求アンケートによって、網戸の設置、メンタル対策を前進させたと報告しました。

講演した岡田医師が「職場の実態をよくつかみ、労働組合が方針を練り上げて要求することが大切」とコメントしました。

2日目は「初級講座」「じん肺・アスベスト」「職場のメンタルヘルス対策」「長時間・夜勤交替制の改善」「自由民権」の5つのテーマで分科会を持ち、議論を深めました。 (愛媛センター 竹下 武)

東北

東日本大震災と原発事故から5年 第11回東北セミナー in 宮城・松島

第11回東北セミナーは9月24・25日に開催され、東北6県から122人参加しました（写真）。

今回は、「東日本大震災と原発事故から5年半～いのちと健康のこれまでとこれからのことを考える～」をテーマにシンポジウムを開催しました。岩手自治労連大船渡市職労の新沼優書記長から「被災地の自治体職員の健康を守ることと住民の復興の責任を両立させる労働組合の取り組み」、宮城県保険医協会の井上博之理事長から「被災者の医療費窓口免除の経緯から見る（保険医協会調査から）」、福島いわき市労連の菅家新事務局長から「原発労働者の健康管理（労働条件等）について」報告がありました。感想として、「10年に及ぶ地方行革、医療費自己負担増の政策が被災を大きくし復興を遅らせている」「原発の収束・廃炉は原発労働者の負担にかかっていることにあらためて気づかされた」などの声が寄せられました。

2日目は、学習講座として①「働きやすい職場に



するために～メンタルヘルス対策を中心に」（広瀬俊雄氏・仙台錦町診療所・産業医学センター・センター長）、②「拡大する貧困の実態と対策」（戸室健作氏・山形大学人文学部准教授）、③「長時間労働と健康」（宮原圭佑氏・津軽保健生協健生病院医師）について熱心に学びました。「労安活動の大切さがわかった」「非正規雇用の自治体労働者の労働条件改善や公契約条例制定に取り組みたい」「長時間労働の健康への影響を学習し、長時間労働をなくしたい」等の感想が寄せられました。

(宮城県センター 芳賀 直)

各地・各団体のとりくみ

京都

声を上げて手をつなごう 第12回働き方を見直す京都集会

第12回「STOP ! THE 働きすぎ？～働き方を見直す京都集会」（同実行委員会主催）が9月25日、京都市中京区のラボール京都で開催されました。午前中は全体会でシンポジウムが行われ、午後からは4つの分科会に分かれて討論交流し、229人が参加しました（写真）。

実行委員長の梶川憲京都総評議長が、開会あいさつで「安倍政権の『働き方改革』の正体を暴き、いのちと健康を守り人間らしい働き方を実現しようと」と呼びかけました。基調報告を「いの健」京都センターの新谷一男事務局長が行い、いのちと健康をめぐる現状を告発し、「働くことそのものが劣化している。突破口を見出すために、労働組合の持つ可能性を改めて考えよう」と報告しました。

シンポジウムには毛利崇弁護士、矢野昌弘龍谷大学教授、日比野敏陽元新聞労連委員長の各氏がパネリストとして参加しました。矢野氏は、失業や半失業（失業ではないが質の悪い雇用状態）を克服し、生活できる完全な雇用を保障することが大事だと指摘。働く失業者とも呼べるワーキングプアが蔓延し、社会保障がこれをカバーしていないと指摘しまし



た。日比野氏は自身が働いている京都新聞の状況を説明しながら「企業の中での労働者の分断をどう乗り越えるのかが労働組合の課題である」と指摘。また、経産省が雇用政策をリードし、経済の下に労働を置こうとしている安倍政権を批判しました。

毛利氏は、「おかしいことがおかしいと声をあげることができるようになることが重要で、全国的に広がってきてている市民運動の広がりに展望を見出そう」と述べました。

午後は「メンタルヘルスを考える」「夜勤労働を考える」「中小零細企業で働くものの健康・労働実態と労災補償について」「非正規労働者・女性の働く方」の分科会に分かれ、報告に基づいて交流しました。
(京都センター 新谷一男)

神奈川

労働組合がパワフルな取り組みを メンタルヘルス不全と職場復帰を考えるつどい

「いの健」神奈川センターは9月17日、「メンタルヘルス不全と職場復帰を考えるつどい」を開催しました。参加者は18人。インターネットで知り参加した人もあり、多彩な顔ぶれで学習しました。

講演は、東京法律事務所の笹山尚人弁護士が「メンタルヘルス不全と職場復帰をめぐって」と題して行いました（写真）。パワハラ、うつ病をめぐる実態、パワーハラスマントの定義、ハラスマントの法律上の考え方などを述べたあと、ハラスマント問題について「日本型雇用社会」が崩壊し、労働者間の格差は拡大傾向にあること、そのもとで、多数の労働者が精神疾患にかかっていると指摘しました。ハラスマントの起こる理由として、経済的なことを中心に、職場の余裕のなさが弱いところへ攻撃となつてあらわれていること、非正規の増加が「人」を「人として尊重」する社会風潮をなくさせている、労働組合の「連帯」をはじめとした、反撃力のなさもこ



れを助けていると指摘がありました。

また、ハラスマントのない職場づくりのを進めるうえで、労働法を遵守し長時間労働をなくす仕事の在り方、人員の配置、労安衛生法第70条の2、均等法11条第1項が参考になると述べました。

精神疾患を発症した労働者の職場復帰の取り組みについては、厚労省作成の手引きに基づいて「5つのステップ」が紹介され、留意事項として、主治医との連携が大切なこと、原職復帰が原則とされているが、ケースによっての対応が必要になることを指摘しました。
(神奈川センター 蓮池幸雄)

各地・各団体のとりくみ

北海道 教員の自死事件を契機に 公務災害を考える学習会

札幌市内の公立学校の教員が生徒対応の問題で、不当に責任を問い合わせられ自死する事件が起こりました。遺族と同僚が真相を明らかにしたいと、「いの健」北海道センターに来所しました。以後、弁護士も含めて協議し「公務災害」申請を準備中です。しかし、困難が予測される事例でもあるため、全国の事例から学ぼうと9月10日に「公務災害学習会」を開催しました。

当日は、東京過労死を考える家族の会の工藤祥子さんが「夫（教員）の過労死認定を得るまで」をテーマに自らの体験を語りました。中学校教員だった工藤さんの夫は、生徒指導専任とサッカーチーム顧問で休日もない過重労働に追い込まれ、2007年6月、くも膜下出血で急逝しました。享年40歳でした。工藤さんは、同僚教員、校長の後押しも得て膨大な申請書類をまとめ、翌年8月、地方公務員災害補償基金県支部に「公務災害」を申請しました。

しかし、2年後「公務外」とされました。工藤さんにとって「夫が2度殺された」との悲痛の思いでした。審査請求を行い、2年半後に「公務上」と認

められました。夫が亡くなつて5年半が経過していました。工藤さんは、「何度もあきらめそうになりましたが、粘り強く続けたことで良い結果を得ることができた」と語りました。



続いて、松丸正弁護士（過労死弁護団全国連絡会議代表幹事）が、労災は直接遺族補償を請求するが、公務災害はまず、「公務上」を認めてもらう請求を行いその後、遺族補償請求となること、申請は、①所属長（校長ら）が調査表を作成する、②関係者からの聴取手続きはなし、③追加調査も所属長宛になされる。所属長の対応が重要など、周到な準備が必要であると話し、今回の教員の自死事件についての留意点についてコメントしました（写真）。

参加した高校教員は「事件は他人ごとではない。『公務上』となるよう支援したい」と語っています。
(北海道センター 佐藤誠一)

広島 「いの健」運動の活性化を 第13回総会

9月30日、「いの健」広島センターはロードビルで第13回総会を開催。22人が参加しました。青木克明会長のあいさつの後、重村幸司事務局長が経過報告と方針提起をしました。方針提起では「世代的継承を求めて開いた『連続講座』は、とても内容のある講座だった。今後ともいの健運動の活性化をめざした講座を開いていく必要がある」と呼びかけました。

方針提起の後、「働くかせすぎ社会を変えるために」のテーマで池上忍弁護士が記念講演（写真）。「長時間労働社会を変えるために、まず労働者自身の『労働最優先の意識』の変革が必要。働きが悪いといって殴られた青年は『無茶苦茶な労働条件に納得できなかつた。抵抗したかった』と話した」と語りました。不当解雇事件の山陽高校の越智竜也先生がいよいよ本訴になることを訴え、建交労の山田昭夫さんは「深刻なトラック運転手の過労事故・過労死改善のために、10月9日に宮島SAで医労連と一緒に『トラック運転手の健康チェック』を行なう」と報

告しました。医労連の石川昇さんは「ブラックセミナーで年休の取得率について学び、個人の年休



取得率70%をめざして要求し一定の前進があった。また、残業代申請を管理者が拒否するという事案があった。根本的な改善が迫られている」と報告しました。全教の神部泰さんは「教員不足で年休が取れない。福山の小学校では取得日3.8日。6ヶ月前から分かっている育休や、病休さえ授業に穴が空くからと無理をする。学校の開鍵は5時、閉鍵は23時が平均。ブラックな状況を変えたい」と訴えました。市民病院労組の濱喜代子さんは「長時間残業の改善に取り組んだ。委員長自身が個人面談で話を聞き改善した。自殺対策として、自殺未遂コーディネーターを配置する動きがある。積極的に挑戦したい」と語りました。（「いのけん広島より」より）

東芝過労うつ病労災・解雇裁判 東京高裁で勝利

～原告重光さん「今後は東芝への職復」と決意～

8月31日、東京高裁809号法廷を埋めた傍聴者は、裁判長の判決文読み上げに息を殺して聞き入りました。裁判長は判決主文を読み上げた後、本事件の争点を説明するという異例の対応をしました。

この判決に対し被告東芝は上告を断念し、判決は確定しました。この勝利をつかむまで12年間の歳月が流れたのでした。「重光さん、お疲れ様。ここまでよく頑張ったね」の声が支援者から寄せられました。おおよその経過を振り返ると以下のようになります。

最高裁判決後も不誠実な対応

この裁判は、過重労働が原因でうつ病になったのに不当に解雇されたことに対して、東芝社員の重光由美子さんが同社に解雇無効と損害賠償を求めたものです。解雇無効については差し戻し前の2011年の東京高裁で確定。ただし、東京高裁は、重光さんが病気の発症を会社に申告しなかったことなどを理由に、賠償額の2割を減額するという判決を出したため最高裁へ上告受理申し立てを行いました。賠償額をめぐる争いで、最高裁は、2014年3月、「労働者本人から積極的に申告されないことを前提として、労働者の健康に配慮する必要がある」と高裁判決を破棄し、改めて賠償額を判断するように審理を差し戻していました。

シリーズ 相談室だより(110)

上司のいじめにより自殺 一業務上認定勝ち取る

大手自動車メーカーに働くTさんは、上司による「執拗ないじめ」にあり精神的に参ってしまい、遠くはなれた岩手県の三陸海岸から身を投げて自殺しました。上司からは「仕事が遅い」「やり方がまずい」と言われ、会社の飲み会では暴力までもうけていました。

浜松労基署に対して、静岡センターの仲間のみなさんと一緒に労災申請を行いました。



最高裁判決後の和解協議にも、会社側は希望しない職場への復帰や社員平均を下回る賃金を示すなど誠実な対応をせず決裂。今回の判決となりました。

最大利潤の追求のために企業は自殺者を出してしまって、健康破壊者を出しても一顧だにせず、病気になった労働者を非情に使い捨てにする—そんなことは許さないと企業を断罪した高裁判決です。重光さんは「この判決を、過労やパワハラで被災する人が減る社会とするために役立てていただきたい」と語っています。

(東京センター 色部 祐)

1990年	4月	東芝に技術職として入社
2000年	12月	液晶生産Mライン立ち上げ業務開始 →過酷な業務が続く
2001年	7月	同僚Aさん自殺
	9月	重光さん休職開始
	12月	同僚Kさん自殺
2004年	9月	熊谷労基署に労災申請 休職期間満了で解雇
	11月	解雇無効を東京地裁に提訴
2006年1月～ 2008年3月		労基署不支給、審査官請求棄却 労働保険審査会棄却
2007年	7月	労災不支給取り消し訴訟を東京地裁に提訴
2008年	4月	解雇裁判全面勝利 →東芝即日控訴一解雇裁判和解決
2009年	5月	労災不支給取り消し訴訟勝利 →判決確定
2011年	2月	解雇裁判控訴審-被告の支払い減額判決 (原告の過失相殺適用)
	3月	解雇裁判最高裁へ上告申し立て
2014年	3月	最高裁で勝利判決→高裁差し戻し →以降12回にわたる和解交渉
2016年	8月	高裁判決

同僚からの意見書の協力と神奈川の推薦した精神科医の意見書も添えて、労基署交渉を行い、2014年に「業務上」の認定を勝ち取りました。

労基署は「精神障害の認定基準」に基づき、「部下に対する上司の言動が業務指導の範囲を逸脱しており人格や人間性を否定する言動があった」と認定しました。「上司のいじめ」は、なかなか立証が難しい状況がありますが、同僚の勇気ある証言で認定を勝ち取ることができました。なお、会社はこの上司に対する処分を検討をしているそうです

(神奈川センター 稲木健志)

「看護職員」の労働条件改善をめざす共同宣言を採択

日本医労連「夜勤交替制労働の改善をめざす国際シンポジウム」

9月6日、日本医労連は、一昨年のILLO訪問以来交流を続けているILLO医療専門官クリスチャンヌ・ウィスコー氏と、友好労組であるオーストラリア看護師助産師連合、フランス労働総同盟医療福祉労連、韓国保健医療労働組合の代表を招いて、「看護師の夜勤交替制労働の改善を求める国際シンポジウム」を開催しました（写真）。319人が参加しました。

16時間夜勤は異常 フランスでは週30時間を要求

シンポジウムでは、ILLOからの挨拶と看護職員条約などに関する報告、コーディネータの大原記念労働科学研究所・佐々木司氏の基調講演の後、各国の代表が報告しました。日本の16時間夜勤については、海外からも「信じられない！非人間的な労働」と驚きの声があがりました。

フランスは、週35時間制ですが、健康や社会生活に悪影響のある夜勤を行う労働者（公務）は、週32.5時間となっており、労働組合は、さらに、週30時間への短縮を要求しています。夜勤は、最大10時間までですが、政府や病院から12時間勤務が提案され、若い看護師の中には賛成する意見もあるようです。

しかし、労働組合は、夜勤の悪影響は時間を経て明らかになると12時間勤務に反対し、夜勤専従者の導入にも反対しています。安全衛生活動や夜勤リスクのモニタリングなども重視し、看護師は一般労働者より8年も寿命が短いと、55歳定年制の復活を要求しています。シンポジウムでは、国を超えて、看護職場に不払い労働があることもわかりましたが、フランスでは、不払いに対してストライキで抗議しています。

患者対看護師の適切な配置基準で離職率改善

オーストラリアは、看護師が受け持つ患者の数が増えると患者の死亡率が増加するなど国際的エビデンスを紹介しながら、患者対看護師の適切な配置基準の実現によって、看護師の離職を改善し、看護の質の向上をもたらしたことを報告しました。看護師配置基準が守れない場合、看護業務を減らす、ベッドを減らすなどの措置を取り、報告書の提出を義務付けています。業務を標準化し、代替要員の登録制度を設け、看護師が突然休んだ場合にも対応していることも紹介されました。



「保健医療人員支援特別法」制定にむけ運動

韓国からは、少ない人員体制の中で、2万人のアンケートで7割が健康悪化と答え、妊娠の順番制など人権侵害の実態があることが報告されました。こうした状況を解決するため、「保健医療人員支援特別法」制定にむけ、大規模なストライキやアピール行動を行っていることが報告されました。16時間もの長時間夜勤は韓国にもなく、夜勤は月6日以内、勤務間隔16時間の協定を勝ち取っています。

日本からは、2交替勤務が年々増加し、2交替の5割以上が16時間を超える長時間夜勤となっている実態や「1日8時間以内、勤務間隔12時間以上、週32時間以内」の夜勤規制や国際基準に基づく看護体制をめざす運動などを報告しました。

質の高い医療にはディーセントな労働環境が必要

フロアからは、過労自死事件（新卒看護師が16時間夜勤の2交替勤務を60～90時間の時間外労働を行い過労自死）のご遺族が発言され、各国から、哀悼の意と労災認定のたたかいへの励ましが述べられました。看護師が自らのいのちや健康を犠牲にすることがあってはならないとの思いが一つになりました。ILLOからの発言では、人間らしく働く労働環境であってこそ質の高い医療が実現でき、看護師自身が声をあげることの重要性が強調されました。

国際連帯強め改善を図る「共同宣言」を採択

シンポジウムの最後に、利益のみが最優先される傾向や社会保障分野の国負担削減が世界的に広がっている中、参加国が国際連帯を強め、看護職員の労働条件改善を目指す「共同宣言」を採択しました。

今回のシンポジウムも力に、安倍政権による社会保障改悪や労働法制改悪を許さず、現場から声をあげ、労働時間の実効ある規制と安全・安心の医療・介護の実現をめざして奮闘する決意です。

（日本医労連 三浦宜子）